

水第1109号
令和7年4月14日

神奈川県内水面漁場管理委員会会長 井貫晴介 様

神奈川県知事 黒岩祐治



内共第3号第5種共同漁業権遊漁規則の変更認可について（諮問）

このことについて、別添写しのとおり、酒匂川漁業協同組合代表理事組合長から
遊漁規則変更認可申請書の提出がありましたので、漁業法第170条第4項の規定に
基づき、貴委員会の意見を求めます。



内共第 3 号(酒匂川漁業協同組合)
第 5 種共同漁業権遊漁規則の変更について

1. 変更の内容および理由

(1) キャッチアンドリリース区間の変更 (第 3 条第 9 項)

【内容】にじますのキャッチアンドリリース指定可能区域の下流端を、「小田原市栢山地先報徳橋橋脚下流端」から、「小田原市飯泉地先飯泉橋上流端」までに変更する(別紙 1)。

【理由】令和 6 年度のキャッチアンドリリース期間では、同区域にて護岸工事や橋の耐震工事、河床整備等が行われ、濁り等の影響で限られた漁場でしか遊漁ができない状況であったことから、区域を拡大する。

(2) うなぎの置き針漁法の追加 (第 3 条第 2 項)

【内容】これまで、もじり及び竿釣りのみ認められていたうなぎの漁法について、新たに 1 人 10 本以内の「置き針」漁法を追加する。

【理由】遊漁者から置き針解禁の要望が多く上がっている。また、隣県の山梨県や静岡県では認められている漁場が多く(別紙 2)、もじりと比べて一度に大量にうなぎが採捕される恐れも少ないことから、本数を制限して漁法を追加する。

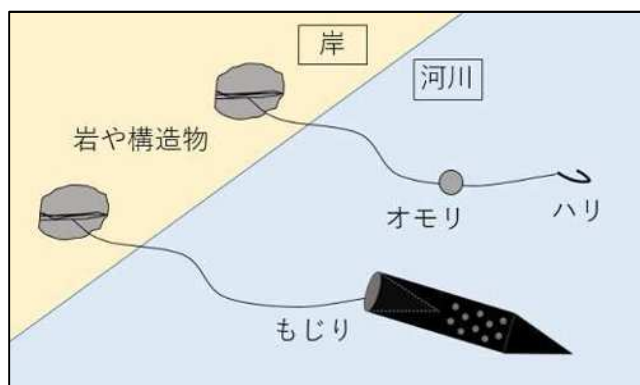


図 置き針およびもじり漁法の概略

(3) 遊漁承認証のオンラインシステム(電子遊漁券)の導入 (第 7 条第 1 項及び第 8 条第 1 項)

【内容】これまで、組合が定める遊漁承認証取扱店において遊漁料を納付する「店売り」、または遊漁する場所において漁場監視員に遊漁料を納付する「現場売り」により遊漁承認証を交付していた。

今後は上記に加え、遊漁承認証のオンラインシステムを導入し、これまでの紙の遊漁承認証と並行して取り扱うこととし、現行の「店扱い」はオ

ンラインシステムによる遊漁料の納付と統合し、新たに「一般扱い」として交付する。

【理由等】

オンラインシステムの導入により、遊漁者の利便性向上が見込まれるため。

(4) 遊漁承認証の譲渡の禁止（第8条第2項）

【内容】遊漁承認証を遊漁者間で譲渡することを禁止する。

【理由】これまで、遊漁承認証の貸与を禁止していたが、譲渡により遊漁承認証を複数名で使いまわすことが可能であるため、譲渡についても禁止する。

(5) 遊漁料の額の変更（第7条第1項）

【内容】遊漁料の額を以下の通り変更する。

単位：円

券 種			新	旧	差額
やまめ、いわな、にじま す、あゆ、うぐい、おいかわ、 ふな、こい、うなぎ	日券	一般扱い	2,000	1,500	+500
		現場扱い	3,500	2,500	+1,000
	年券		13,000	12,000	+1,000
うぐい、おいかわ、ふな、 こい、うなぎ	日券	一般扱い	800	800	0
		現場扱い	1,500	1,500	0

ただし、遊漁料の額の変更は令和8年1月1日から施行とする。

【理由】種苗代やエサ代、電気代等の高騰により増殖に必要な経費が増加しており、漁協運営の大きな負担となっていることから遊漁料を見直す。施行は漁業協同組合の会計年度に合わせるため、1月1日とする。

2. 遊漁規則の内容の妥当性

漁業法では、申請のあった遊漁規則が以下の各号に該当する場合、都道府県知事は認可しなければならないこととされている。

(1) 遊漁を不当に制限するものでないこと。

→ オンラインシステムの導入は、遊漁者の利便性を向上させるものであり遊漁を制限する内容ではない。

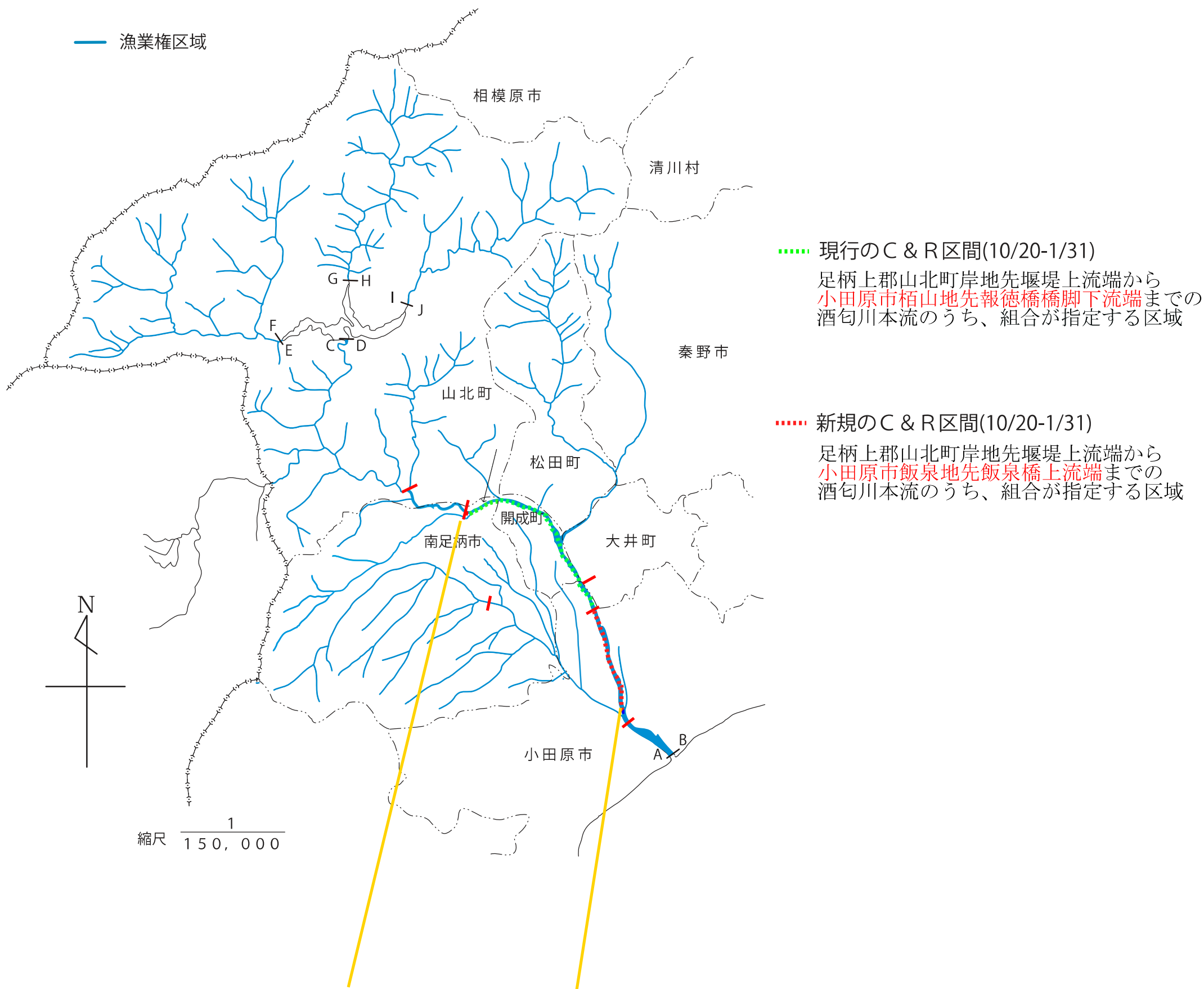
遊漁承認証の譲渡の禁止については、遊漁料の額は1枚1人として算定しており、1枚の遊漁承認証の複数名使用を防ぐための正当な制限と考える。

その他の変更については、漁業権行使規則も同様の内容で変更する予定であることから、遊漁を不当に制限するものではないと考える。

(2) 遊漁料の額が当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用の額に比して妥当なものであること。

→別紙3の令和7年度以降の遊漁料算定のとおりに、いずれも妥当な遊漁料の額であると考え。

内共第3号(酒匂川漁業協同組合)
キャッチアンドリリース区間概要図



上流端(山北町岸地先堰堤/現行通り)



下流端(飯泉橋上流端/新規)

内共第3号第5種共同漁業権遊漁規則 新旧対照表

資料 1-2

酒匂川漁業協同組合

新

旧

第1条（略）

（遊漁料の納付義務）

第2条 漁場の区域内において、竿釣、もじりまたは置き針(もじり、置き針はうなぎに限る)の漁具、漁法によって遊漁しようとする者は、あらかじめ第7条に規定する遊漁料を納付しなければならない。

（漁具、漁法の制限）

第3条 1（略）

2 竿釣の場合、竿の使用本数は1人1本とする。但し、こい、うなぎに限り1人2本以内とする。また、もじりの使用本数は1人20本以内、置き針の本数は1人10本以内とする。

3～8 （略）

9 次の表のア欄にかかげる魚種は、イ欄にかかげる区域においてはウ欄にかかげる期間中、採捕した魚の所持又は販売をしてはならず、その場で再放流しなければならない。また、軟質プラスチック製疑似餌、カエシ付きの針及びトリプルフックを使用して遊漁をしてはならない。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
にじます	足柄上郡山北町岸地先堰堤上流端から <u>小田原市飯泉地先飯泉橋上流端</u> までの酒匂川本流のうち、組合が指定する区域	10月20日から1月31日まで

（遊漁期間）

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間でウ欄の時間内でなければならない。

第1条（略）

（遊漁料の納付義務）

第2条 漁場の区域内において、竿釣またはもじり(うなぎに限る)の漁具、漁法によって遊漁しようとする者は、あらかじめ第7条に規定する遊漁料を納付しなければならない。

（漁具、漁法の制限）

第3条 1（略）

2 竿釣の場合、竿の使用本数は1人1本とする。但し、こい、うなぎに限り1人2本以内とする。また、もじりの使用本数は1人20本以内とする。

3～8 （略）

9 次の表のア欄にかかげる魚種は、イ欄にかかげる区域においてはウ欄にかかげる期間中、採捕した魚の所持又は販売をしてはならず、その場で再放流しなければならない。また、軟質プラスチック製疑似餌、カエシ付きの針及びトリプルフックを使用して遊漁をしてはならない。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
にじます	足柄上郡山北町岸地先堰堤上流端から <u>小田原市栢山地先報徳橋橋脚下流端</u> までの酒匂川本流のうち、組合が指定する区域	10月20日から1月31日まで

（遊漁期間）

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間でウ欄の時間内でなければならない。

ア 魚種	イ 期間	ウ 時間
やまめ	3月1日から10月14日まで	日の出1時間前から 日没1時間後まで
いわな	同 上	同 上
にじます	同 上 但し、別記区域1においては1月1日 から12月31日まで、 別記区域2においては3月1日から10 月14日まで及び10月20日から1月 31日まで	同 上
あ ゆ	6月1日から10月14日まで及び12月 1日から12月31日まで、但し、基点 E・Fの直線から上流の世附川、基点 G・Hの直線から上流の中川川及び基 点I・Jの直線から上流の玄倉川の全 域においては、6月1日から10月14 日まで	同 上
う ぐ い	1月1日から12月31日まで、但し、 基点E・Fの直線から上流の世附川、基 点G・Hの直線から上流の中川川及び 基点I・Jの直線から上流の玄倉川の 全域においては、3月1日から10月14 日まで	同 上
おいかわ	同 上	同 上
ふ な	同 上	同 上
こ い	同 上	同 上
う な ぎ	同 上	時間制限なし

基点 E 足柄上郡山北町世附字栗の木日影 889 番 2 に設置した標柱

基点 F 足柄上郡山北町世附字上ノ山 970 番 1 に設置した標柱

基点 G 足柄上郡山北町中川字源蔵 220 番 3 に設置した標柱

基点 H 足柄上郡山北町中川字小塚 898 番 26 に設置した標柱

基点 I 足柄上郡山北町玄倉字大ノ山 588 番 6 に設置した標柱

基点 J 足柄上郡山北町玄倉字立間 570 番 18 に設置した標柱

ア 魚種	イ 期間	ウ 時間
やまめ	3月1日から10月14日まで	日の出1時間前から 日没1時間後まで
いわな	同 上	同 上
にじます	同 上 但し、別記区域1においては1月1日 から12月31日まで、 別記区域2においては3月1日から10 月14日まで及び10月20日から1月 31日まで	同 上
あ ゆ	6月1日から10月14日まで及び12月 1日から12月31日まで、但し、基点 E・Fの直線から上流の世附川、基点 G・Hの直線から上流の中川川及び基 点I・Jの直線から上流の玄倉川の全 域においては、6月1日から10月14 日まで	同 上
う ぐ い	1月1日から12月31日まで、但し、 基点E・Fの直線から上流の世附川、基 点G・Hの直線から上流の中川川及び 基点I・Jの直線から上流の玄倉川の 全域においては、3月1日から10月14 日まで	同 上
おいかわ	同 上	同 上
ふ な	同 上	同 上
こ い	同 上	同 上
う な ぎ	同 上	時間制限なし

基点 E 足柄上郡山北町世附字栗の木日影 889 番 2 に設置した標柱

基点 F 足柄上郡山北町世附字上ノ山 970 番 1 に設置した標柱

基点 G 足柄上郡山北町中川字源蔵 220 番 3 に設置した標柱

基点 H 足柄上郡山北町中川字小塚 898 番 26 に設置した標柱

基点 I 足柄上郡山北町玄倉字大ノ山 588 番 6 に設置した標柱

基点 J 足柄上郡山北町玄倉字立間 570 番 18 に設置した標柱

別記区域 1 （略）

別記区域 2
足柄上郡山北町岸地先堰堤上流端から小田原市飯泉地先飯泉橋上流端までの酒匂川本流の区域

第 5 条、第 6 条 （略）

（遊漁料の額及び納付の方法）
第 7 条 第 2 条に掲げる漁具、漁法によって遊漁をする場合で、小田原市桑原 862 番地 2 先酒匂川漁業協同組合及びその他組合が委託した遊漁承認証取扱所、組合が委託したオンラインシステム(以下「オンラインシステム」という。)において納付するとき（一般扱い）、または、遊漁をする場所において漁場監視員に納付するとき（現場扱い）の遊漁料の額は、それぞれ次表のとおりとする。

魚 種	漁具、漁法	遊 漁 料
やまめ、いわな、にじま す、あゆ、うぐい、おいかわ、ふな、こい、うなぎ	竿釣 （但し、うなぎは 竿釣、もじり）	1 日（一般扱い） 2,000 円 （現場扱い） 3,500 円 1 年 13,000 円
うぐい、おいかわ、ふな、 こい、うなぎ	同 上	1 日（一般扱い） 800 円 （現場扱い） 1,500 円

2 前項の規定にかかわらず、次表左欄に掲げる者の遊漁料は、次表右欄のとおりとする。

未就学の幼児、小学生	無 料
身体障害者（身体障害者福祉法第 15 条に基づく手帳を提示した者）	年券に限り第 1 項に規定する額の 1／2 に相当する額
中学生	年券に限り第 1 項に規定する額の 1／4 に相当する額

（遊漁承認証に関する事項）
第 8 条 組合は、第 2 条の遊漁料の納付を受けたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。以下「遊漁承認証」という。）を交付するものとする。

（1）承認期間

別記区域 1 （略）

別記区域 2
足柄上郡山北町岸地先堰堤上流端から小田原市栢山地先報徳橋橋脚下流端までの酒匂川本流の区域

第 5 条、第 6 条 （略）

（遊漁料の額及び納付の方法）
第 7 条 第 2 条に掲げる漁具、漁法によって遊漁をする場合で、小田原市桑原 862 番地 2 先酒匂川漁業協同組合及びその他組合が委託した遊漁承認証取扱所において納付するとき（店扱い）、または、遊漁をする場所において漁場監視員に納付するとき（現場扱い）の遊漁料の額は、それぞれ次表のとおりとする。

魚 種	漁具、漁法	遊 漁 料
やまめ、いわな、にじま す、あゆ、うぐい、おいかわ、ふな、こい、うなぎ	竿釣 （但し、うなぎは 竿釣、もじり）	1 日（店 扱 い） 1,500 円 （現場扱い） 2,500 円 1 年 12,000 円
うぐい、おいかわ、ふな、 こい、うなぎ	同 上	1 日（店 扱 い） 800 円 （現場扱い） 1,500 円

2 前項の規定にかかわらず、次表左欄に掲げる者の遊漁料は、次表右欄のとおりとする。

未就学の幼児、小学生	無 料
身体障害者（身体障害者福祉法第 15 条に基づく手帳を提示した者）	年券に限り第 1 項に規定する額の 1／2 に相当する額
中学生	年券に限り第 1 項に規定する額の 1／4 に相当する額

（遊漁承認証に関する事項）
第 8 条 組合は、第 2 条の遊漁料の納付を受けたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を交付するものとする。

（1）承認期間

(2)魚種 (3)漁具・漁法 (4)遊漁区域 (5)遊漁料の額 (6)注意事項 (7)発行者名 2 遊漁者は、遊漁承認証を<u>譲渡</u>または貸与してはならない。 第9条～第11条（略） 附 則 1.この規則は令和5年9月1日から施行する。 2.この規則は令和6年6月1日から施行する。 3.この規則は令和7年6月1日から施行する。ただし、第7条の遊漁料の額については令和8年1月1日から施行し、施行日前の遊漁料の額については、なお従前の例による。	(2)魚種 (3)漁具・漁法 (4)遊漁区域 (5)遊漁料の額 (6)注意事項 (7)発行者名 2 遊漁者は、遊漁承認証を<u>他人</u>に貸与してはならない。 第9条～第11条（略） 附 則 1.この規則は令和5年9月1日から施行する。 2.この規則は令和6年6月1日から施行する。
--	--